

平成30年度 地方本部事業実施計画書

山形本部

業 務	実施形態 単 共 委	実 施 内 容
I 公益目的事業		
1. 苦情相談・苦情解決業務	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	<ul style="list-style-type: none"> ① 不動産無料相談所は、宅建協会と共同して山形県宅建会館で月20回（毎週月曜日～金曜日）実施する。また、県内10地区毎に月1回実施する。 ② 相談業務役職員研修会を、宅建協会と共同して実施する。 ③ 相談業務の適正運営を図るため、宅建協会と共同して相談業務委員会を年5回実施する。 ④ 相談業務の適正運営を図るため、山形県及び関係行政機関との意見交換会を実施する。 ⑤ 苦情申出案件等について弁護士等に依頼し調査・資料収集する。 ⑥ 苦情解決業務の適正運営を図るため、苦情解決業務委員会を年1回実施する。 ⑦ 弁済移管案件に係る書類の徴求及び事情聴取等を行い、中央本部へ関係書類を回付する。
2. 研修業務・情報提供業務	○ ○ ○ ○ ○	<p>(1) 研修業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 研修業務の適正運営を図るため、宅建協会と共同して研修業務委員会を年3回実施する。 ② 免許業者の従業者等を対象とした研修会を、宅建協会と共同して年6回実施する。 ③ 新規免許取得者の従業者等を対象とした研修会を、宅建協会と共同して年2回実施する。 <p>(2) 情報提供業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 宅建協会と共同して、一般消費者向け広報誌「やまがたハトマーク通信」による情報提供を年4回実施する。
3. 弁済・手付金等保管・手付保証業務	○ ○ ○ ○	<ul style="list-style-type: none"> ① 弁済業務保証金分担金の預かり・返還業務を入会者・退会者に対し適正に実施する。 ② 弁済金の還付等の手続きを適正に実施する。 ③ 求償債権の情報収集及び回収業務について適正に実施する。 ④ 手付金等保管業務・手付金保証業務を適正に実施する。
4. その他		<ul style="list-style-type: none"> ① 公益目的事業担当職員として、出向契約に基づき宅建協会職員7名を置く。

業 務	実施形態		実 施 内 容												
	単	共													
II 管理業務															
1. 会員管理	○		<p>① 宅地建物取引業法第64条の16第1項に規定されている「社員の加入計画」について、前年度の実績と業界の実情等を考慮して次のとおり計画する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>主たる事務所</th> <th>従たる事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間入会者見込</td> <td>10</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>年間退会者見込</td> <td>20</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>年度末会員見込</td> <td>595</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>		主たる事務所	従たる事務所	年間入会者見込	10	0	年間退会者見込	20	0	年度末会員見込	595	38
	主たる事務所	従たる事務所													
年間入会者見込	10	0													
年間退会者見込	20	0													
年度末会員見込	595	38													
	○		② 入会窓口業務は、入会業務委託契約書に基づき宅建協会に委託して実施する。												
	○		③ 入会審査業務の適正運営を図るため、入会審査会を年10回実施する。												
	○		④ 退会業務は、山形本部で実施する。												
	○		⑤ 会費徴収業務は、会費徴収事務委託契約書に基づき宅建協会に委託して実施する。												
2. 広報業務	○		① 宅建協会と共同して、広報誌「ワイドパートナーやまがた」の発行を年2回行う。												
3. 総 務	○		① 地方本部の適正運営を図るため、幹事会を年6回、地方本部総会を年1回、常任幹事会を年6回、監査会を年4回実施する。												
	○		② 総務業務の適正運営を図るため、総務委員会を年4回実施する。												
	○		③ 山形県宅建会館の一部を事務室賃貸借契約書に基づき賃借し、山形本部の事務所とする。												
	○		④ その他管理業務に関する費用については、宅建協会と合理的な按分で支出する。												
4. 財 務	○		① 財務の適正運営を図るため、財務委員会を年3回実施する。												
5. そ の 他			① 管理業務担当職員として、出向契約に基づき宅建協会職員7名を置く。												